

【衆議院本会議】「我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法案」に対する反対討論（案）

立憲民主党・無所属
道下大樹

立憲民主党・無所属の道下大樹です。

私は、会派を代表して、ただいま議題となりました、「我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法案」について、反対の立場から討論いたします。

（G7 広島サミット）

冒頭、G7 広島サミットを終えられた岸田総理に一言申し上げます。

各国首脳やゼレンスキー大統領が平和記念資料館を訪問され、慰霊碑に献花を行いました。各国首脳が被爆の実相に触れ、核兵器の惨禍を二度と繰り返さない、核兵器による威嚇、使用を許されないという意志を固くしたと信じています。

しかし一方で、「核軍縮に関する G7 首脳広島ビジョン」は、被爆者や核兵器禁止条約には言及せず、核抑止を肯定する、核兵器の必要性を強調するものでした。

被爆者のサーロー節子さんは「自国の核兵器は肯定し、対立する国の核兵器は非難するばかりの発信を被爆地からするのは許されない」とし、G7 広島サミットは「大きな失敗だった」と厳しく総括され、日本被団協事務局長は「希望は完全に打ち砕かれた。核の傘の下で戦争を煽るような会議だった」、若者からは「新しい政策がなく残念だ。核廃絶への道筋を示すべきだった」と、怒りや落胆の声が上がっています。

総理、何のために広島で開催したのですか？核軍縮につながるような具体策は全く示せず、核なき世界の実現が理想のまま凍結してしまったような G7 広島サミットだったと言わざるを得ないのは非常に残念です。私ども立憲民主党は、政府が核兵器禁止に向けた姿勢をより一層明確にし、核兵器禁止条約に関与することを強く求めます。

（防衛財源確保法案）

さて、我が国を取り巻く安全保障環境を考えると、我が党としても、専守防衛に徹した防衛力の抜本的強化や、自衛隊員の方々の処遇改善などにより、防衛費が一定程度増額することは容認しています。

しかし、防衛費を確保するための財源についての政府の説明は全く不十分であり、本法案について到底賛成できません。

（財源確保法案としての欠陥）

政府は、今後5年間で総額43兆円規模の防衛費を確保するために、約17.1兆円が追加で必要になるとしています。しかし、「財源の確保」を名乗りながら、この法案で確保されるのは、令和5年度に支出される約1.2兆円を除き、わずか約3.4兆円の税外収入だけであり、「防衛増税」をはじめ、残る大部分の財源確保策についての規

定は存在しません。

(税外収入の利用)

委員会審議で度々指摘している通り、今回利用するとされている税外収入は、いずれも一時的な財源にしかならず、持続性・安定性を欠くという問題がありますが、さらに深刻な問題も抱えています。

まず、財政投融资特別会計（財政融資勘定）積立金から2000億円繰り入れることとしていますが、この積立金は、本来必要な総資産の5%に遠く及ばない0.9%であり、金利が上昇したら直ちに不足しかねず、全く不当と言わざるを得ません。

外国為替資金特別会計の令和5年度剰余金から1兆2004億円繰り入れることにしていますが、この剰余金は、そもそも、政府短期証券で調達されたものであり、それを防衛費に充てる分は政府債務残高が増加してしまいます。

地域医療機能推進機構（JCHO）の積立金に余剰が生じた場合は、関係法令により年金特別会計に納付しなければならないことになっていますが、今回の法案は、その規定を無効化して、324億円を防衛財源に充てることを可能とするもので、年金財源の流用そのものであります。

また、中小企業基盤整備機構の新型コロナウイルス感染症基金の不用見込みの国庫返納金として0.2兆円程度、緊急小口資金等の特例貸付に係る貸付原資の不用見込みの国庫返納金として0.1兆円程度を確保するとしていますが、鈴木財務大臣が答弁されたように「その大宗は国債」が原資となっているものであり、これも「財源ロンダリング」の一種ではないですか？

民主党政権時代に成立した東日本大震災復興財源確保法と比較しても、明らかに生煮えで、欠陥法案と言わざるを得ません。

政府は、防衛費の財源確保策として、本法案に関する税外収入の利用のほかに、防衛増税、決算剰余金の活用、歳出改革を掲げていますが、これらのいずれについても問題があります。

(防衛増税)

政府は「防衛増税」として、復興特別所得税の流用を掲げていますが、未だ復興の途上にある被災地の方々の心情を蹂躪するものであり、到底認められるものではありません。

この復興特別所得税は、民主党政権時代、国民の理解と協力を得て、2037年までと期間を定めて負担をお願いしたものであり、その一部を「防衛増税」に流用し、課税期間を13年間も延長することは、国民に対する裏切りです。

鈴木財務大臣も「将来世代に御負担をいただかなければならないということも確か」と認められましたように、課税期間の延長は、若年層に対する増税です。さら

に委員会採決直前の5月19日財務金融委員会では、新たな増税であるということをやっとお認めになりました。

これらの問題点に鑑み、被災者の方々らにご理解いただけるのか、地方公聴会の開催が必要であることを野党一致して訴え続け、結局、法案の委員会採決後に、被災地への委員派遣が了承されましたが、鈴木財務大臣は、被災地住民からどんな意見が出ても復興特別所得税の流用・増税は変更しないと答弁されました。どこまで被災地・被災者を侮辱するんですか、政府・与党の姿勢は全く許容できません。

(決算剰余金の活用)

政府は直近10年間の決算剰余金の平均が年1.4兆円程度であることから、財政法第6条の規定に基づき国債の償還に充当される分(2分の1)を差し引いた0.7兆円程度を毎年確保できると見込んでいますが、この10年間には、コロナ禍で決算剰余金が突出した令和2年度約4.5兆円を含んでおり、極めて甘い見積もりであると言わざるを得ません。

一方で、意図的に決算剰余金を膨らませることは不可能ではありません。実際に、令和4年度予算では「新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費」が約2.8兆円、昨年12月に新設された「ウクライナ情勢経済緊急対応予備費」が手つかずのまま1兆円残っており、合計すると約3.8兆円(予備費としては過去最大)が不用額とされる見込みですが、その一部が決算剰余金となる見込みです。

政府は、不用額が生じることが見込まれる場合、特例公債法の規定に基づいて特例公債の発行額の抑制に努めるとしていますが、そこに裁量の余地がないとは言えません。予備費の財源が赤字国債であることを踏まえれば、事実上、大量の赤字国債を発行して防衛財源を賄うというスキームになりかねません。

また、決算剰余金は年度途中で編成される補正予算の財源とされてきました。防衛財源に決算剰余金を充当する代わりに、補正予算の財源として赤字国債を発行するならば、これも事実上防衛財源として赤字国債を発行するのと同じであり、いわば「財源ロンダリング」です、到底認められません。

(歳出改革)

歳出改革では毎年2,100億円程度を捻出するとされていますが、その具体的内容は全く明らかにされていません。

(令和10年度以降の財源確保の見通し)

また今回示されたのは、令和9年度までの財源確保策であり、今回の「防衛力整備計画」の対象期間外とは言え、政治の責任として、令和10年度以降の展望についても明らかにすべきです。

(建設国債の充当)

政府は、従来は建設国債で防衛費を調達できないとしてきた方針を転換し、令和5年度予算ではすでに、自衛隊舎整備や艦船建造などの予算約4343億円の財源として

建設国債を充当することを決定しました。

1966年、福田赳夫大蔵大臣(当時)は、防衛費は消耗的な性格を有することを理由に、建設公債の発行対象となる公共事業費から除外することが適当であるとの国会答弁を行い、これが政府見解とされてきました。これは戦時中に戦費調達のため公債が濫発され、我が国の財政・経済に危機的な状況をもたらしたことへの反省を背景としています。今回の建設国債の充当はこの見解を修正するものであるにもかかわらず、海外の事例を持ち出すのみで、十分な説明がなされているとは到底言えません。

このように、本法案は、防衛力の抜本的な強化のために必要な財源を確保するための法律とは名ばかりの、極めて不十分不完全な内容のものと言わざるを得ません。しかも今国会で成立させる必要がないのは総理ご自身が答弁されて明らかになっています。そうである以上、本法案は直ちに取り下げて、「フルカバー・フルスペック」の法案を再提出して、来年の通常国会で十分な時間をかけて審議すべきだということを申し上げ、本法案に対する反対討論を終わります。

ご清聴ありがとうございました。